

## 国立大学法人京都教育大学ネーミングライツ事業規程

令和 8年 5月18日 制 定

(趣 旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

**第2条** ネーミングライツ事業は、本学の保有する資産等を有効活用し、教育研究環境の向上のための新たな財源を確保するとともに、事業者等との連携を推進することを目的とする。

(定 義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- 二 対象施設等 本学が所有する施設、スペースその他の財産のうち、ネーミングライツ事業を実施するものをいう。
- 三 命名権 対象施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定する権利をいう。
- 四 ネーミングライツ事業 協定により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与した事業者等（以下「命名権者」という。）から命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいう。

(事業の基本方針)

**第4条** ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、その公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した対象施設等について、愛称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した対象施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

(選定委員会)

**第5条** ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ネーミングライツ事業の公募に必要な募集要項の策定に関すること
- 二 ネーミングライツ事業の対象施設等の選定に関すること
- 三 命名権者の選定（愛称等、命名権料その他の項目を含む。）に関すること
- 四 その他ネーミングライツ事業の実施に関すること

3 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、前項第二号に掲げる事項を審議するときは、対象施設等を管理する部局等の長を委員に加えるものとする。

- 一 副学長（労務・財務担当）
- 二 総務担当課長
- 三 企画・広報担当課長
- 四 会計課長
- 五 施設課長
- 六 教職員のうちから学長が指名する者 若干名

4 前項第六号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日を超えることができない。

5 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第6条** 選定委員会に委員長を置き、前条第3項第一号の委員をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を招集し、その議長となる。

3 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（命名権者の募集方法）

**第7条** ネーミングライツ事業の実施に当たっては、命名権者の募集は原則として公募するものとする。

（応募資格）

**第8条** ネーミングライツ事業に応募できる事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- 三 社会的信用を著しく失墜させる行為を行っているもの
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- 六 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- 七 政治団体
- 八 宗教団体
- 九 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十一 その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの（応募方法）

**第9条** ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 事業者等の概要を記載した書類
- 二 定款寄附行為その他これらに類する書類
- 三 法人の登記事項証明書
- 四 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類  
（愛称等の条件）

**第10条** 愛称等は、対象施設等にふさわしいものでなければならず、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称等として設定することができない。

- 一 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 四 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 五 社会問題についての主義主張のあるもの
- 六 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 七 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 八 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- 九 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十 美観風致を害するおそれがあるもの
- 十一 その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの  
（命名権者の選考）

**第11条** 選定委員会は、命名権者の採用候補者を選定し、当該選定の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、選定委員会の報告を踏まえ、命名権者に採用する事業者等を決定する。
- 3 学長は、応募した事業者等に対し、選考の結果を命名権者採用決定通知書（別紙様式第2号）又は命名権者不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知する。  
（協 定）

**第12条** 本学は、命名権者に決定した事業者等と、ネーミングライツ事業に関する協定を締結するものとする。

- 2 協定期間は、原則として3年以上とする。ただし、10年を超えない範囲で協定を更新することができる。
- 3 愛称等は、本学が特に必要と認める場合を除き、協定期間の途中で変更することはできない。
- 4 命名権者は、命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、ネーミングライツ事業協定解除申出書（別紙様式第4号）により協定の解除を学長に申し出ることができる。この場合における違約金の額は、本学と命名権者が協議の上、決定する。  
（命名権料の納入）

**第13条** 命名権者は、命名権料を本学が指定する期日までに本学が発行する請求書により納入するものとする。

- 2 既納の命名権料は、返還しない。  
（費用負担）

**第14条** 愛称等の表示に必要な費用及び協定期間の満了又は協定の解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者が負担する。

(命名権者の責務)

**第15条** 命名権者は、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協定の解除)

**第16条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定を解除し、命名権の付与を取り消すことができる。

一 命名権者が指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。

二 命名権者が第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第12条第4項の規定により命名権者から協定の解除の申出があったとき。

四 その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

2 学長は、前項の規定により協定を解除し、命名権の付与の取消しを決定したときは、命名権取消決定通知書（別紙様式第5号）により命名権者に通知する。

3 第1項第4号を取消事由とする場合には、第13条第2項の規定にかかわらず、命名権料の全部又は一部の返還について、命名権者と協議するものとする。

(事務)

**第17条** ネーミングライツ事業に関する事務は、関係部局の協力を得て施設課において処理する。

(雑則)

**第18条** この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則（令和8年規程第3号）

1 この規程は、令和8年5月18日から施行する。

2 第5条第4項の規定にかかわらず、施行の後、最初に任命される第5条第3項第六号委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

年 月 日

# ネーミングライツ事業申込書

[illegible]

別紙様式第2号（第11条関係）

年 月 日

（事業者等名） 殿

国立大学法人京都教育大学長

命名権者採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、  
次のとおり命名権者に採用することを決定しましたので、通知します。

|         |                 |       |
|---------|-----------------|-------|
| 施 設 名   |                 |       |
| 愛 称 等   |                 |       |
| 命名権付与期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |       |
| 命 名 権 料 | 年 額             | 円（税別） |
|         | 総 額（ 年間）        | 円（税別） |

別紙様式第3号（第11条関係）

年 月 日

（事業者等名） 殿

国立大学法人京都教育大学長

命名権者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、  
誠に残念でございますが、不採用となりましたので、通知します。

|       |  |
|-------|--|
| 施 設 名 |  |
|-------|--|

年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

命名権者

名称

代表者

住所

ネーミングライツ事業協定解除申出書

国立大学法人京都教育大学ネーミングライツ事業規程第12条第4項の規定に基づき、以下のとおりネーミングライツ事業の協定解除を申し出ます。

なお、協定解除に伴い、既に納入した命名権料の返還は求めません。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 施 設 名     |                 |
| 愛 称 等     |                 |
| 命名権付与期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 希望する協定解除日 | 年 月 日           |
| 協定解除の理由   |                 |

年 月 日

（事業者等名） 殿

国立大学法人京都教育大学長

命名権者取消決定通知書

【対象施設等名】の命名権の付与について，以下の理由により取消しを決定しましたので，通知します。

|       |       |
|-------|-------|
| 施 設 名 |       |
| 愛 称 等 |       |
| 取消年月日 | 年 月 日 |
| 取消理由  |       |